

平成23年第2回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

平成23年5月6日 開会

平成23年5月6日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

平成23年第2回新十津川町議会臨時会

平成23年5月6日（金曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 選挙第1号 新十津川町議会の議長の選挙について
- 第4 会期の決定
- 第5 選挙第2号 新十津川町議会の副議長の選挙について
- 第6 議席の指定について
- 第7 選任第1号 常任委員の選任について
- 第8 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 第9 選挙第3号 西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について
- 第10 選挙第4号 中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について
- 第11 選挙第5号 滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について
- 第12 選挙第6号 石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について
- 第13 選挙第7号 中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について
- 第14 選挙第8号 空知教育センター組合の議会の議員の選挙について
- 第15 選挙第9号 空知中部広域連合の議会の議員の選挙について
- 第16 選挙第10号 中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙について
- 第17 推薦第1号 新十津川町農業委員会委員の推薦について
- 第18 発議第2号 特別委員会の設置について
- 第19 議案第25号 新十津川町監査委員の選任について
- 第20 議案第26号 新十津川町副町長の選任について
- 第21 閉会中委員会所管事務調査申し出について

○出席議員（11名）

- | | | | | | | | |
|-----|-----|----|---|-----|----|----|---|
| 1番 | 安中 | 経人 | 君 | 2番 | 西内 | 陽美 | 君 |
| 3番 | 青田 | 良一 | 君 | 4番 | 山田 | 秀明 | 君 |
| 5番 | 笹木 | 正文 | 君 | 6番 | 平沢 | 豊勝 | 君 |
| 7番 | 長名 | 實 | 君 | 8番 | 後木 | 幸里 | 君 |
| 9番 | 樋坂 | 里子 | 君 | 10番 | 西永 | 勝治 | 君 |
| 11番 | 長谷川 | 秀樹 | 君 | | | | |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町	長	植田	満	君
副町	長	佐川	純	君
教育	長	熊田	義信	君
会計	管理者	辻山	直紀	君
保健	福祉課長	竹原	誠二	君
産業	振興課長兼			
農業	委員会事務局長	後木	祥一	君
建設	課長	岩井	良道	君
教育	次長	藤澤	敦司	君
代表	監査委員	山本	忍	君

○職務のために出席した者の職氏名

議会	事務局長	加藤	健次	君
----	------	----	----	---

◎臨時議長の紹介

(10時00分)

○議会事務局長（加藤健次君） 皆さん、おはようございます。議会事務局長の加藤健次でございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が、臨時に議長の職務を行なうこととなっています。

したがいまして、出席議員の中で、後木幸里議員が年長の議員でありますので、ご紹介いたします。

後木幸里議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（後木幸里君） ただいまご紹介をいただきました、後木幸里でございます。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

◎町長「宣誓」

○臨時議長（後木幸里君） ここで、本年1月1日施行の、まちづくり基本条例第19条の規定により町長より宣誓を行います。

町長登壇の上、宣誓願います。

[町長 植田 満君登壇]

○町長（植田 満君） 皆さん、おはようございます。今ほどありましたように、まちづくり基本条例に基づきまして、宣誓をさせていただきます。

宣誓書。

私は、わが町の先人達から受け継いだ開拓と団結の精神に基づき、まちづくりの主人公である町民と、その付託を受けた議会と行政がまちづくりの目的及び目標を共有しながら、互いの責任の基で、協働して健康でいきいきと暮らせる元気あふれるまちづくりを想像するため、公正かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

平成23年5月6日。新十津川町長、植田 満。

◎議員、理事者、管理職の自己紹介

○臨時議長（後木幸里君） 先例に従いまして、議員の自己紹介をいただきたいと思いません。仮議席ではございますけれども、自席において仮議席1番の方から、順次自己紹介をお願いいたします。

1番の方どうぞ。

[仮議席1番から順に自己紹介]

1番、笹木正文議員。2番、長谷川秀樹議員。3番、安中経人議員。4番、西永勝治議員。5番、青田良一議員。6番、山田秀明議員。7番、樋坂里子議員。8番、平沢豊勝議員。9番、長名 實議員。11番、西内陽美議員。

○臨時議長（後木幸里君） これで議員の自己紹介が終わりましたので、ここで理事者から、次に代表監査委員、そして管理職と、順を追って自己紹介をお願いいたします。

〔町長、副町長、教育長、代監、管理職の順に自己紹介〕

町長、植田 満君。副町長、佐川 純君。教育長、熊田義信君。代表監査委員、山本忍君、保健福祉課長、竹原誠二君。教育次長、藤澤敦司君。会計課長、辻山直紀君。産業振興課長及び農業委員会事務局長、後木祥一君。建設課長、岩井良道君。

○臨時議長（後木幸里君） ここで町長から、特に発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） あらためましておはようございます。選挙後の最初の町議会臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まずもって、議員の皆様方には町議会議員選挙におきまして、町民の皆様方の絶大なるご支援とご期待を担われ、ご当選をされました。心からお喜びを申し上げたいと思ひますし、お祝いを申し上げるところでございます。誠にありがとうございました。

不肖、私も、この度の選挙におきまして町民各位をはじめ、各方面の温かいご支援によりまして再び当選の栄によくし、引き続き、町政を担当させていただくことになりました。もとより微力ではございますが、与えられた任期、想像と挑戦をモットーに新たな気持ちを持って、町政の発展と住民福祉の向上に努めてまいる所存でございます。

2期目に向けまして、「健康で生き生きと暮らすまち、産業の活気あふれるまち、教育の充実したまち、安全で安心なまち、環境を創生するまち、健全財政と協働のまち」と、6つの約束をさせていただいております。しっかりと取り組んでまいりたいと存じますので、なにとぞ町民の皆様、議員の皆様方におかれましては、特段のご理解とご支援をたまわりますようお願い申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきたいと存じます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（後木幸里君） ただいまから、平成23年第2回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（後木幸里君） 本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表に基づき、順を追って進めて参りますので、よろしくお願いをいたします。

◎仮議席の指定

○臨時議長（後木幸里君） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

◎会議録署名議員の指名

○臨時議長（後木幸里君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第120条の規定により、臨時議長において指名をいたします。
1番、笹木正文君、7番、樋坂里子。両名を指名いたします。

◎選挙第1号の上程、投票、当選の告知

○臨時議長（後木幸里君） 日程第3、選挙第1号、新十津川町議会の議長の選挙を行います。

先例に従い、議長選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場の出入口閉鎖〕

○臨時議長（後木幸里君） ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りをいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番、青田良一君及び6番、山田秀明君を指名いたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（後木幸里君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に、5番、青田良一君、6番、山田秀明君を指名いたします。

これより投票用紙の配布をいたします。

〔投票用紙の配布〕

○臨時議長（後木幸里君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（後木幸里君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（後木幸里君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左の方から順次登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは投票をお願いいたします。

1番、笹木議員、2番、長谷川議員・・・後木議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

○臨時議長（後木幸里君） 投票もれはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（後木幸里君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。青田良一君、山田秀明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○臨時議長（後木幸里君） それでは選挙の結果を報告します。

投票総数11票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票11票、無効投票0票です。有効投票のうち、長谷川秀樹君7票、長名 實君4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で、3票です。

したがって、長谷川秀樹君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○臨時議長（後木幸里君） ただいま、議長に当選されました長谷川秀樹君が議場にいらっしゃいます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました長谷川君、発言を願います。どうぞ。

〔議長 長谷川秀樹君登壇〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、議長選挙において、議長に選任されました長谷川秀樹でございます。事の重大さ、そして責任の重さに身の引き締まる思いをしておるわけでございますけれども、伝統ある本町の議会の議長として、精一杯精進させていただきますので、皆様方の絶大なるご支援、ご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。本当に能力、そして経験とも乏しい私ではございますけれども、皆様の支えのもとに、町民の付託に応える、信託に応える議会を目指して頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○臨時議長（後木幸里君） これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。途中で失礼はございましたが、ご協力どうもありがとうございました。

議長になりました長谷川秀樹君、議長席にお着き願います。

◎会期の決定

○議長（長谷川秀樹君） それでは、日程表に基づき議事を進めてまいります。

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

◎選挙第2号の上程、投票、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第5、選挙第2号、新十津川町議会の副議長の選挙を行います。

先例に従い、副議長選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいまの出席議員数は11名です。
次に、立会人を指名します。
お諮りします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番、青田良一君及び6番、山田秀明君を指名いたします。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。
したがって、立会人に5番、青田良一君、6番、山田秀明君を指名します。
これより投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票用紙の配布もれは、ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 配布もれなしと認めます。
投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（長谷川秀樹君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、先ほどと同じように議長席に向かって左から順番登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは投票をお願いいたします。
1番、笹木議員。3番、安中議員・・・長谷川議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれはありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。5番、青田良一君、6番、山田秀明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（長谷川秀樹君） 選挙の結果を報告します。投票総数11票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、西永勝治君に11票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票総数の4分の1以上で、3票です。

したがって、西永勝治君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、副議長に当選されました西永勝治君が議場にいらっ
しゃいますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました西永勝治君から発言を求められておりますので、これを許しま
す。

〔副議長 西永勝治君登壇〕

○副議長（西永勝治君） 一言ご挨拶を申し上げます。このたび議員各位のご推挙をいた
だきまして、副議長という職責を与えていただきましたことに、大変光栄に存じておる次
第でございます。

私ごとき、浅学菲才、その器でない者が、果たして皆様方のご期待にそえるかどうか懸
念をしておりますが、幸い、人格、識見、ともに傑出した長谷川議長の下、同僚議員各位
の絶大なるご支援とご鞭撻をもって、この職責を全うさせていただきたいというふうに念
願をしとるところでございます。

また、理事者の皆様方には、前乗松副議長同様、特段のご協力をたまわりますようお願い
を申し上げます。

大変簡単ではございますけれども、お礼とお願いを申し上げます。就任のご挨拶をさ
せていたく次第でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

◎議席の指定

○議長（長谷川秀樹君） 日程第6、議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっており
ますが、先例により議長が11番、副議長が10番とし、当選期別にくじで定め、議席を指定
したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

ただいまから、暫時休憩をいたします。その間に議席の抽選を行います。

（暫時休憩）

〔議席の抽選〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

抽選の結果を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、議席番号を申し上げます。本議席です。

1番、安中経人議員、2番、西内陽美議員、3番、青田良一議員、4番、山田秀明議員、
5番、笹木正文議員、6番、平沢豊勝議員、7番、長名 實議員、8番、後木幸里議員、
9番、樋坂里子議員、10番、西永勝治議員、11番、長谷川秀樹議員、以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

ここで休憩といたします。

11時20分まで休憩といたします。

(10時56分)

○議長(長谷川秀樹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時22分)

◎選任第1号の上程、選任

○議長(長谷川秀樹君) 日程第7、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤健次君) それでは選任第1号、常任委員の選任について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

常任委員の選任につきましては、地方自治法第109条第2項の規定により常任委員を選任する。町議会委員会条例第2条、第3条の規定により、総務民生常任委員会6人、経済文教常任委員会5人の2つの常任委員会が設置されております。

任期は2年であります。委員の任期については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

○議長(長谷川秀樹君) 提案理由並びに内容の説明を終わります。

常任委員の選任方法について、お諮りいたします。

先例に従い、各方面別に選考委員を選出し常任委員の選任をすることとし、選考委員の数は、徳富区、橋本区及びみどり区を含む大和方面から2名、中央方面から2名、総進、弥生を含む花月方面から1名の計5名の選考委員により選任をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(長谷川秀樹君) 異議なしと認めます。

したがって、方面別に選考委員を選出し、常任委員の選任をすることに決定いたします。選考委員は方面別に、大和方面2名、中央方面2名、花月方面1名の計5名といたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩といたします。

(暫時休憩)

○議長(長谷川秀樹君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

方面別の選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長(加藤健次君) それでは、選考委員のお名前を申し上げます。大和方面、樋坂議員、山田議員。中央方面、青田議員、笹木議員。花月方面、安中議員。以上5名の方です。

○議長(長谷川秀樹君) ただいま報告のありました5名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、各常任委員会委員の選任をお願いいたします。休憩をしますので、その間に選任をいただきたいと思います。

11時40分まで休憩いたします。

(11時25分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時40分)

○議長（長谷川秀樹君） 5名の選考委員に、常任委員の選任をお願いしていたところでありますので、選考委員代表の樋坂議員から登壇の上、選考結果の報告を願います。

9番、樋坂里子君。

〔選考委員代表 9番 樋坂里子君登壇〕

○9番（樋坂里子君） ただいま常任委員の選任について、別室で審議いたしまして決まりましたので、年長をもちまして私が報告させていただきます。

総務民生常任委員、西内議員、青田議員、笹木議員、平沢議員、西永議員、長谷川議員。

経済文教常任委員、安中議員、山田議員、長名議員、後木議員とわたくし樋坂でございます。よろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、選考委員を代表し、樋坂議員から報告がございましたように、新十津川町議会委員会条例第7条第1項の規定により、総務民生常任委員に、笹木正文君、西内陽美君、平沢豊勝君、西永勝治君、青田良一君、長谷川秀樹。経済文教常任委員に、山田秀明君、安中経人君、樋坂里子君、後木幸里君、長名 實君。

以上のおお指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、常任委員に選任することに決定いたしました。

11時45分まで休憩いたします。

(11時43分)

〔議長 長谷川秀樹君除斥退場〕

○副議長（西永勝治君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(11時45分)

○副議長（西永勝治君） この際、お諮りいたします。

ただいま、総務民生常任委員に選任されました長谷川議長から、常任委員を辞退したいとの申し出があります。議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認め

ているところでもありますので、総務民生常任委員を辞任したいとするものです。

辞任を許可することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（西永勝治君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務民生常任委員の辞任については、許可することに決定いたしました。

この場で、暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔議長 長谷川秀樹君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、議長の総務民生常任委員の辞任が許可されました。

引き続き、各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に、常任委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。11時55分まで休憩いたします。

（11時52分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（11時55分）

○議長（長谷川秀樹君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に笹木正文君、副委員長に西内陽美君。経済文教常任委員会委員長に山田秀明君、副委員長に安中経人君。

以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

ここで、13時まで休憩といたします。

（11時57分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（13時00分）

◎選任第2号の上程、選任

○議長（長谷川秀樹君） 日程第8、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。事務局長から、提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、選任第2号、議会運営委員の選任について。提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

地方自治法第109条の2第2項の規定により、議会運営委員を選任する。つきましては、

町議会委員会条例第4条の2第2項の規定により、議会運営委員を選任するものであり、定数は4人となっており、任期は2年であります。

なお、委員の選任については、常任委員会同様、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、ここに提案した次第であります。よろしく願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、先例により、各常任委員会から2名選任し、議会運営委員会を構成するとの申し合わせであります。そのようにすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、各常任委員会から2名選任するということに決定いたします。

次に、選任方法についてお諮りいたします。

先例により、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員の選任をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、議会運営委員会委員の選任をすることに、決定いたします。

選考委員の選任をいただくまで、この場で暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告が参っておりますので、事務局長から報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、選考委員のお名前を申し上げます。

総務民生常任委員会から笹木委員長、平沢議員。経済文教常任委員会から山田委員長、長名議員。

以上4名でございます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告がありました、4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選出されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々には、お手数を煩わせますが議会運営委員の選任をお願いいたします。休憩をいたしますので、その間に選任をいただきたいと思っております。

1時15分まで休憩いたします。

(13時05分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(13時15分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、議会運営委員の選任をお願いしていたところですので、選考委員代表の笹木議員から選考結果の報告をお願いします。

〔選考委員代表 5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） 議会運営委員の選任について、選考委員の立場から申し上げます。樋坂議員、青田議員、山田議員、そして私笹木の4名です。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表し、笹木正文議員から報告がございましたように、議会運営委員の選任については、新十津川町議会委員会条例第7条第1項の規定により、樋坂里子君、青田良一君、山田秀明君、笹木正文君。以上4名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

引き続き、委員会を開催していただき、議会運営委員長及び副委員長の互選をしていただきたいと存じます。

休憩をいたしますので、その間に委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

1時25分まで休憩といたします。

(13時17分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(13時25分)

○議長（長谷川秀樹君） この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員長に青田良一君、副委員長に樋坂里子君。以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

なお、本日の議会運営委員会で、青田委員長から、議長事故あるときは副議長が議長の職務を務めることになることから、議会運営委員会の審議状況等の内容を承知し、円滑な議会運営を行うためにも、先例により、副議長を当委員会に委員外委員として出席を求めるといたしたい旨の報告がありましたので、議員各位には、このことにご理解をたまわりますようお願いいたします。

議会運営委員会で、本日の議事運営について協議する必要があるため、1時45分まで休憩といたします。

(13時30分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（13時45分）

◎議事日程の変更

○議長（長谷川秀樹君） 議事日程の変更がありますので、内容の説明を事務局長にさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、議事日程の変更を申し上げます。

日程番号第17の次に、日程第18として、議件番号は発議第2号、特別委員会の設置を入れていただきます。したがって、現在の日程番号18を19に、19を20に、最後に日程20、閉会中委員会所管事務調査申し出は21ということで、日程の変更をお願いいたします。以上でございます。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

次に上程されます、日程第9から日程第14までの議件につきましては、協議の必要もありませんので一括上程をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第9、選挙第3号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について。

日程第10、選挙第4号、中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について。

日程第11、選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について。

日程第12、選挙第6号、石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について。

日程第13、選挙第7号、中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について。

日程第14、選挙第8号、空知教育センター組合の議会の議員の選挙については、一括議題とすることに決定いたしました。

◎選挙第3号から選挙第8号までの一括上程、選挙、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） それでは、選挙第3号から選挙第8号につきまして、提案理由並びに内容の説明を事務局長にさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、選挙第3号から選挙第8号につきまして、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

選挙第3号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について。西空知広域水道企業団規約第5条第1項の規定により、西空知広域水道企業団の議会の議員2名の選挙を行う。このことについて、4月20日付けをもって、西空知広域水道企業団植田企業長から、議員2名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第であります。

次に、選挙第4号、中空知広域市町村圏組合の議会の議員の選挙について。中空知広域

市町村圏組合同規約第5条第2項の規定により、中空知広域市町村圏組合の議会の議員1名の選挙を行う。このことについて、4月18日付けをもって、中空知広域市町村圏組合田村理事長から、議長ほか1名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第であります。

次に、選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員の選挙について。滝川地区広域消防事務組合同規約第5条第2項の規定により、滝川地区広域消防事務組合の議会の議員3名の選挙を行う。このことについて、4月8日付けをもって、滝川地区広域消防事務組合田村組合長から、議員3名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第であります。

次に、選挙第6号、石狩川流域下水道組合の議会の議員の選挙について。石狩川流域下水道組合同規約第5条第2項の規定により、石狩川流域下水道組合の議会の議員1名の選挙を行う。このことについて、4月21日付けをもって、石狩川流域下水道組合田村組合長から、議員1名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第でございます。

次に、選挙第7号、中空知衛生施設組合の議会の議員の選挙について。中空知衛生施設組合同規約第5条第2項の規定により、中空知衛生施設組合の議会の議員2名の選挙を行う。このことについて、4月19日付けをもって、中空知衛生施設組合田村組合長から、議員2名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第であります。

最後になりますが、選挙第8号、空知教育センター組合の議会の議員の選挙について。空知教育センター組合同規約第6条第2項の規定により、空知教育センター組合の議会の議員1名の選挙を行う。このことについて、4月8日付けをもって、空知教育センター組合井村議長から、1名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っております。この組合議員は、市町村長または議会議員のうちから選出されたものをもってあたることになっており、選出方法は、市町村の長と議会の協議によって定めることになっておりますが、植田町長から今回についても、議会議員から選出願いたいとの申し出がございましたので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由を申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

1番議員、いいですか。

お諮りいたします。

選挙第3号から選挙第8号までの選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦にすることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

これらの件につきましては、それぞれ協議の必要もありますので、2時00分まで休憩といたします。

(13時50分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開します。

(14時03分)

○議長（長谷川秀樹君） ここで、議長から指名をいたします。

選挙第3号、西空知広域水道企業団議会議員に3番、青田良一君、4番、山田秀明君。

選挙第4号、中空知広域市町村圏組合議会議員に10番、西永勝治君、11番、長谷川秀樹。

選挙第5号、滝川地区広域消防事務組合議会議員に1番、安中経人君、3番、青田良一君、7番、長名 實君。

選挙第6号、石狩川流域下水道組合議会議員に11番、長谷川秀樹。

選挙第7号、中空知衛生施設組合議会議員に5番、笹木正文君、8番、後木幸里君。

選挙第8号、空知教育センター組合議会議員に2番、西内陽美君。

以上の方々を、それぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました各議員を、選挙第3号から選挙第8号までの、それぞれの当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました各議員が当選されました。

ただいま当選された各議員が、議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎選挙第9号の上程、選挙、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第15、選挙第9号、空知中部広域連合の議会の議員の選挙を行います。

内容の説明を事務局長にさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは選挙第9号、空知中部広域連合の議会の議員の選挙について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

空知中部広域連合規約第8条第1項の規定により、空知中部広域連合の議会の議員2名の選挙を行う。このことについて、4月15日付けをもって、空知中部広域連合北連合長より、議員2名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第でございます。

なお、この選挙は地方自治法第118条第1項の例によることから、公職選挙法の規定を準

用することとなります。

投票は単記無記名で、法定得票数を満たし、有効投票の上位2名を当選人とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

この選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、青田良一君、4番、山田秀明君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番、青田良一君、4番、山田秀明君を指名いたします。

これより投票用紙の配布をいたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（長谷川秀樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左から順次登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、投票をお願いします。

1番、安中議員、2番、西内議員・・・長谷川議長。

〔点呼により1番から順に投票〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。3番、青田良一君、4番、山田秀明君、開票の立ち会いを願います。

〔開票〕

○議長（長谷川秀樹君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、有効投票11票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、樋坂里子君7票、長谷川秀樹4票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、有効投票の総数を、議員の定数2名で除して得た数の4分の1以上で、2票です。

したがって、空知中部広域連合議会議員には、9番、樋坂里子君と11番、長谷川秀樹の両議員が当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場出入口開錠〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいま当選されました、樋坂里子君、長谷川秀樹が議場にいらっしゃいます。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎選挙第10号の上程、選挙、当選の告知

○議長（長谷川秀樹君） 日程第16、選挙第10号、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙を行います。

内容の説明を事務局長にさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、選挙第10号、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員の選挙について。

中・北空知廃棄物処理広域連合規約第8条第1項の規定により、中・北空知廃棄物処理広域連合の議会の議員1名の選挙を行う。このことについて、4月25日付けをもって、中・北空知廃棄物処理広域連合泉谷連合長から、1名の選出を願いたい旨の文書が議長あてに参っておりますので、ここに提案した次第でございます。

なお、この選挙は地方自治法第118条第1項の例によることから、公職選挙法の規定を準用することになります。

投票は単記無記名で、法定得票数を満たし、有効投票の上位1名を当選人とするものでございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 内容の説明を終わります。

この選挙は、投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場出入口閉鎖〕

○議長（長谷川秀樹君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、青田良一君、4番、山田秀明君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、立会人に3番、青田良一君、4番、山田秀明君を指名いたします。
これより投票用紙の配布をいたします。

[投票用紙配布]

○議長（長谷川秀樹君） 投票用紙の配布もれは、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

[投票箱点検]

○議長（長谷川秀樹君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議長席に向かって左から順次登壇して、投票用紙を投票箱に投函願います。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは、投票をお願いいたします。

1番、安中議員、2番、西内議員・・・長谷川議長お願いします。

〔点呼により1番から順に投票〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれはありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。3番、青田良一君、4番、山田秀明君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（長谷川秀樹君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち、有効投票11票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、長谷川秀樹11票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、議員の定数1名をもって、有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上で、3票です。

したがって、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員には、11番、長谷川秀樹が当選しました。

議場の出入口を開きます。

[議場出入口開錠]

○議長（長谷川秀樹君） 本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

2時45分まで、休憩といたします。

(14時35分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

（14時45分）

◎推薦第1号の上程、推薦

○議長（長谷川秀樹君） 日程第17、推薦第1号、新十津川町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） それでは推薦第1号、新十津川町農業委員会委員の推薦についての、提案理由並びに内容説明を申し上げます。

議会推薦農業委員会委員の任期は、平成23年7月19日であります。このたび、委員でありました乗松政勝氏より、町長あてに辞任願が提出され、4月28日の農業委員会の総会において、同氏の辞任の同意がなされたことから、4月28日付けをもって、後任の農業委員の推薦依頼が議長あてに参っております。つきましては、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、後任農業委員として当議会において、学識経験を有する方の推薦をお願いいたしたく、提案した次第でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦方法について、どのように行うかご意見ございましたら、発言願います。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） 慣例によりまして、各常任委員会から2名ずつ選考委員を選出し、4名の選考委員によって選考委員会を開催していただき、農業委員会委員を選考していただくことをご提案申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま、5番、笹木正文君から、各常任委員会から2名の選考委員を選出して、農業委員会委員を選考していただくとの提案がございましたが、そのような進め方で、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議がないようですので、ただいま申し上げました方法で選考していただきます。それでは、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出していただきたいと思えます。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告が参っておりますので、事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） 選考委員のご報告をいたします。

総務民生常任委員会から笹木委員長、西内副委員長。経済文教常任委員会から山田委員

長、安中副委員長。以上4名です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました4名の議員を選考委員に決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考されました方々を選考委員に決定させていただきます。

選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、新十津川町農業委員会委員の選出をお願いいたします。休憩をいたしますので、その間で選出をいただきたいと思ひます。

3時00分まで休憩といたします。

(14時46分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(15時00分)

○議長（長谷川秀樹君） 4名の選考委員の方々に、新十津川町農業委員会委員の選出をお願いしていたところでございますので、選考委員代表の5番、笹木正文君から結果の報告をお願いします。

5番、笹木正文君。

〔選考委員代表 5番 笹木正文議員登壇〕

○5番（笹木正文君） 新十津川町農業委員会委員の推薦についての、選考委員の結果を報告いたします。新十津川町農業委員会委員として、議会から山田秀明議員を推薦いたします。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表して笹木正文議員から、結果の報告がございました。

この際、地方自治法第117条の規定により、山田秀明議員の退席を求めます。

この場で暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

〔4番 山田秀明君除斥退場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員には、山田秀明君を推薦することにいたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、農業委員には、新十津川町字大和192番地3、山田秀明君、昭和25年12月16日生まれを推薦することに決定いたしました。

この場で暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

〔4番 山田秀明君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします

本人が議場におられますので、この場より、山田秀明君を新十津川町農業委員会委員に推薦することに決定したことを、通知いたします。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第18、発議第2号、特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の提出理由並びに内容の説明を求めます。

3番、青田良一君。

〔議会運営委員長 青田良一君登壇〕

○議会運営委員長（青田良一君） それでは発議第2号、特別委員会の設置について、内容並びに提案理由の説明を申し上げたいと思います。

ご承知のように、特別委員会を設置するためには、議会の議決が必要であるという観点から、ここに提案するものでございます。提案者の氏名及び賛同者の氏名は、書面に書かれてありますのでご覧になっていただきたいと思います。それでは、朗読をもって説明をさせていただきます。

発議第2号、特別委員会の設置について。

新十津川町議会に次の特別委員会を設置するとあります。

記といたしまして、1. 名称でございますけれども、新十津川町議会広報特別委員会。2. 付議事件、新十津川町議会広報の編集発行。3. 委員の定数、5名。4. 期間、調査終了まで閉会中の継続審査とする。といった内容でございます。

提案理由といたしましては、先ほど申し上げましたように、この特別委員会をつくっていただくためには、議会の議決が必要だということで、議会委員会条例第5条の規定により、皆様のご賛同をいただきたいというのが提案理由でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長谷川秀樹君） 提出理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。それでは、新十津川町議会広報特別委員会委員の選任方法について、お諮りをいたします。

選任方法について、どなたか発言を願います。

5番、笹木正文君。

○5番（笹木正文君） 先ほどの農業委員同様に、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出し、選考委員会を構成し、その選考委員によって議会広報特別委員を選任していただくよう提案申し上げます。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま5番、笹木正文君から発言がありましたが、そのような方法で進めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議がないようですので、ただいま発言がありましたように、各常任委員会から2名ずつの選考委員を選出し、新十津川町議会広報特別委員会委員の選任をすることに決定いたしました。

ここで、各常任委員会より2名ずつの選考委員を選出させていただきます。

この場で、暫時休憩といたします。

〔暫時休憩〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

選考委員の報告が参っておりますので、事務局長より報告させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（加藤健次君） 選考委員の報告をいたします。

総務民生常任委員会から笹木委員長、西内副委員長。経済文教常任委員会からは山田委員長、安中副委員長。以上4名です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま報告のありました、4名の議員を選考委員に決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま選考されました方々を選考委員に決定させていただきます。選考委員の方々にはお手数を煩わせますが、新十津川町議会広報特別委員会委員の選出をお願いいたします。休憩をいたしますので、その間に選出をいただきたいと思います。

3時15分まで休憩といたします。

(15時07分)

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

(15時10分)

○議長（長谷川秀樹君） 選考委員の方々に、新十津川町議会広報特別委員会委員の選出

をお願いしていたところでありますので、選考委員を代表して笹木正文議員から、選考結果の報告をお願いします。

〔選考委員代表 5番 笹木正文君登壇〕

○5番（笹木正文君） 選考委員会の選考結果を報告いたします。

新十津川町議会広報特別委員会の委員として、青田議員、山田議員、安中議員、西内議員と、私笹木の5名です。以上です。

○議長（長谷川秀樹君） ただいま選考委員を代表し、笹木議員から報告がございました方々を、新十津川町議会広報特別委員会委員に選任することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、新十津川町議会広報特別委員会委員には、青田良一君、安中経人君、山田秀明君、西内陽美君、笹木正文君、以上5名の方々を選任することに決定をいたしました。

新十津川町議会広報特別委員会委員が選任されましたので、引き続き、町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、正副委員長の互選をしていただきたいと思います。

3時20分まで休憩といたしますので、その間に正副委員長の互選をお願いいたします。

（15時13分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（15時15分）

○議長（長谷川秀樹君） 休憩中に、議会広報特別委員会の正副委員長の決定をいただきましたので報告いたします。

新十津川町議会広報特別委員会委員長に青田良一君、副委員長に山田秀明君が互選されましたので、よろしく願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔議案配布〕

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第19、議案第25号、新十津川町監査委員の選任についてを議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、平沢豊勝君の退席を求めます。

この場で暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔6番 平沢豊勝君除斥退場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

本案件につきましては、人事案件でございますので、この点につきましてご配慮の上、対応していただきたいと思います。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第25号、新十津川町監査委員の選任について。

新十津川町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

住所、樺戸郡新十津川町字大和2番地4。氏名、平沢豊勝。昭和19年9月21日生まれ。

提案理由でございます。地方自治法第196条第1項の規定により、同意を求めるものでございます。

平沢議員におかれましては、これまで学校給食センター運営委員、固定資産評価審査委員会委員、行政区長、農業委員会委員等々を歴任され、そして、平成15年から町議会議員、平成19年から経済文教常任委員長に就任され、ご活躍をいただいております。豊富な識見のもと、行政事務全般にわたり精通され、しかも、公平、公正で識見も高いことから、監査委員に選任いたしたいとするものでございます。何とぞ、ご同意たまわりたくお願いを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、新十津川町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔6番 平沢豊勝君入場〕

○議長（長谷川秀樹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

本人が議場におられますので、この場より、平沢豊勝君を監査委員に同意することに決定したことを通知いたします。

ただいま監査委員に選任されました、平沢豊勝君から発言を求められておりますので、これを許します。

〔6番 平沢豊勝君登壇〕

○6番（平沢豊勝君） 一言、ご挨拶を申し上げます。ただいまは、皆様のご同意によりまして、監査委員ということでご指名をいただきました。非常に身の引き締まる思いをしております。町の財政、それから行政全般にわたって、しっかりと目を通してまいりたいと、こんなふうに考えております。皆様のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

〔議案配布〕

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長谷川秀樹君） 日程第20、議案第26号、新十津川町副町長の選任についてを議題といたします。

本案件につきましても、人事案件でございますので、この点につきましてご配慮の上、対応していただきたいと思ひます。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 植田 満君登壇〕

○町長（植田 満君） ただいま上程いただきました議案第26号、新十津川町副町長の選任について。

新十津川町副町長に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央524番地10。氏名、佐川 純、昭和24年1月2日生まれ。

提案理由でございます。地方自治法第162条の規定により、同意を求めますのでございます。

佐川氏は、平成19年に副町長に就任をしていただいております。今更、私から申し上げるまでもございませぬが、同氏は卓越した識見と円満なる人格、そして、情熱をもって本町の反映と発展のためにご尽力を願ってございませぬ。しかも、私を支えていただきました。よって、引き続き、副町長に選任いたしたく同意を求めますのでございませぬ。何分、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（長谷川秀樹君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、新十津川町副町長の選任については、原案のとおり同意することに、決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました佐川 純副町長から、発言を求められておりますので、これを許します。

〔副町長 佐川 純君登壇〕

○副町長（佐川 純君） 議長のお許しをいただきましたので、お礼とお願い、ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。ただいまは、私の副町長再任に当たりまして、ご同意をいただきまして誠にありがとうございます。あらためて、身の引き締まる思いをいたしております。これまで4年間において、自分の能力の足りなさ、非力さをつくづく感じてきたところであります。そうでありますけれど、由緒ある新十津川町を思う気持ち、その思いは今も持ち続けているつもりでございます。小さな市町村が自立をして生きていくには、非常に厳しい状況下にありますが、植田町長の指示のもと、皆様のご協力とご支援をいただきまして、また、職員と一緒に新十津川町発展のために頑張ってまいりたいというふうに思います。どうぞ、これまで以上のご指導ご鞭撻、叱咤激励をいただきますようお願いをいたしまして、挨拶といたします。ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（長谷川秀樹君） 日程第21、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件については、皆様のお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会並びに議会運営委員会から、地方自治法第109条第6項並びに第109条の2の規定、また、新十津川町議会会議規則第73条及び第75条の規定に基づき、申し出がございますので、これを許可することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長谷川秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては、申し出のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は、すべて議了いたしました。

したがって、平成23年第2回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(15時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

副 議 長

臨 時 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員